

# 地域における中核的企業・エリアの形成②

## (人の流れのローカル・アベノミクス)

### 1. まち・ひと・しごと創生総合戦略策定と2015年改訂

地方の衰退と人口の減少は密接に関連し負のスパイラルの関係にある。そこで、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼ぶ上昇スパイラルを確立し、「まち」に活力を取り戻すことを目標に掲げ、平成26（2014）年12月、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が打ち出され、続いて平成27（2015）年6月に「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」が策定された。

さらに、基本方針に掲げられた基本目標や重要業績評価指標（KPI）の進捗状況の検証とともに、政策パッケージ・個別施策について情勢の推移を踏まえた必要な見直しが行われ、平成27年12月には「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」により、国と地方公共団体が一体となった地方創生をさらに深化させている。

また、これまで地方創生を主眼としてきた「地域再生法」等では地方創生戦略と連携した改正が行われている。

### 2. 人の流れのローカル・アベノミクス① ～人材還流・人材育成・雇用対策～

地方産業の活性化には、地方の経営者が従来事業の「守りの経営」から、新たな取組にチャレンジする「攻めの経営」への転換が望まれることから、「まち・ひと・しごと創生基本方針」では、下記のようなプロフェッショナル人材活用による成長や生産性の向上を図る方針が打ち出された。

#### 【a】若者人材等の還流及び育成・定着支援

人材確保に悩む地域の中小企業や農業等において必要とされる人材を大都市圏で掘り起こし、地域への還流を促す仕組み等の強化。

（ア）総務省の地方への移住関連情報の提供・相談支

援の一元的窓口である「移住・交流情報ガーデン」と連携しつつ、就職関係情報や地方での生活に関する情報等を一元的に収集・提供する「地域しごと支援センター」の整備を推進する。

（イ）各地域のUIJターン等の受け皿となるよう、各地域での魅力あるしごとづくりとそれに必要な人材の呼び戻しや育成・定着等の、地域の創意工夫をいかした取組を実施する。

（ウ）移住に关心を持っていない潜在層も対象とし、地方移住の動機付けや、地方企業等の魅力を発見する就労体験等の機会を提供する。

#### 【b】プロフェッショナル人材戦略拠点の整備等

平成27年10月以降、各地域に「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、稼働を開始した。

事業の革新に適した新たな経営ガバナンス体制の確立と、新たな事業展開を支えるプロフェッショナル人材の活用を促し、このプロセスで具体化された求人情報を基に、民間人材ビジネス事業者等と協力して、プロフェッショナル人材の地方での採用を増やすことが目指されている。

また、全国単位、ブロック単位、地域単位の各協議会を通じ、株式会社日本人材機構（REVICの子会社）、金融機関、民間人材ビジネス事業者等との密接な連携を深め、潜在成長力のある企業の裾野の拡大を図るとともに、潜在的に地方への還流可能性のあるプロフェッショナル人材に対し地域プロモーションを開拓し、プロフェッショナル人材の地方還流の加速を図っている。

#### 【c】人材還流政策間の連携強化

地方への就職・移住を促す各府省庁所管の人材還流政策については、互いに密に連携し、利用者にとって分かりやすい窓口機能の設定。あわせて、各地域において各事業を実施する主体間においても効果的な連携が図られるよう、各都道府県に設

置される「人材還流政策連絡会」を通じ、事業窓口を利用者に分かりやすいものとしていく。

#### 【d】新規就農・就業者への総合的支援

これまでに引き続き平成28年以降も、農林水産業の成長産業化のための施策の推進、所得の確保や技術の習得等の支援を推進する。

また、農林水産業を学ぶ高校生に就農等の意欲を喚起し、チャレンジ精神のある農業経営者等となり得る卒業者を輩出するため、農林水産業界や関連産業等と連携した農業経営に関する学習の充実を図るなど、実践的な職業教育を推進する。

#### 【e】若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

若者については、「若者雇用促進法」(勤労青少年年福祉法等の一部を改正する法律：平成27年)の円滑な施行に向けた取組等が行われる。

また、高齢者については、60～64歳の高齢者の就業率は60%に達していることから、今後は特に65歳以上の高齢者の雇用・就業環境の整備等に力点が置かれる。

障害者については、2020年までに実雇用率2.0%の達成に向けて、今後も、ハローワークや障害者就業・生活支援センターでの就労支援や職場定着支援等が推進される。

### 3. 人の流れのローカル・アベノミクス② ～地方への新しいひとの流れをつくる～

#### (1) 政府関係機関の地方移転

東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）以外の道府県から、69の政府機関についての誘致提案があり、当事者双方の意見を聞くとともに、有識者会議の意見を聞きながら検討を行い、地方創生に資する施策との連携、また、特に研究機関については、地域の研究機関・民間等との連携により、地域イノベーションの進展に資するよう関

係施策との連携が図られる。

また、今後の政府関係機関の新設に当たっては、真に東京圏内での立地が必要なものを除き、東京圏外での立地が原則とされる。

#### (2) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

特に、東京23区からの本社機能の全部又は一部移転等による地方拠点強化や企業の地方採用枠拡大に向けての取組を推進することとしている。

また、地方においては若い女性の雇用のミスマッチが原因で転出につながっているという指摘を踏まえ、地方における女性の採用を進める企業の支援が図られる。加えて、農村地域への農業関連産業等の導入促進により、地方における就業機会拡大が目指される。

さらに、テレワークなど地方在住のまま仕事ができる環境の整備により、若者や女性を含め一層多くの人々が地方において産業・社会の担い手として能力を発揮する環境づくりが図られる。

#### 【a】企業の地方拠点強化等

地方での安定・良質な雇用を確保するため、「改正地域再生法」に基づき、地域再生計画に企業等の本社機能の移転又は地方における拡充を行う事業者に対する税制上の支援措置等の運用が平成27年8月に開始された。（詳細は後述）

これまで33道府県、39の地域再生計画が認定され、本計画に基づき、企業の地方移転や地方拠点の拡充の具体的な取組が動き始めた。

また、地方採用枠を拡大する企業を支援する雇用促進税制により、雇用機会が不足している地域に所在する事業所において質の高い雇用（無期雇用かつフルタイム）を増加させた企業を支援する。

さらに、雇用促進税制の見直しに合わせ、上記の本社機能の移転又は地方における拡充を行う事

業者に対する税制上の支援措置についても、平成28年度から所得拡大促進税制との併用を可能とすることで、企業の地方拠点強化を更に推し進めしていくこととしている。

加えて、地方における多様な正社員の普及・拡大を図るとともに、女性の積極採用・登用など、女性の活躍推進に関する取組を行う企業に対する支援を行い、それらの取組の実施状況等が優良な企業については、企業からの申請により「女性活躍推進法」（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）に基づく認定を行う。

### （3）地方移住の推進

地方居住の推進と国民的な気運の醸成を図るため、地方再生法とも連携し、地方移住についての支援施策の体系的・一体的な推進により、都市と農山漁村交流の推進、「お試し居住」を含む「二地域居住」の推進、住み替え支援が強化された。

また、退職期を控えて移住を検討する中高齢者等には、「お試し居住」等により地域のコミュニティとの交流機会の充実が図られ、さらには、高齢者の希望の実現や地方移住の推進を図る観点や、高齢者の「まちなか」居住や地域・多世代交流を支援する観点から、「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想の推進が掲げられた。

#### 【a】地方移住希望者への支援体制

地方移住を考える人へのしごと・すまい・生活環境等についてのワンストップ相談体制の一層の充実が図られる。

- (ア)移住に関する情報を一元的に提供する「全国移住ナビ」の本格稼働。
- (イ)自治体プロモーション動画・ローカルホームページの全国コンテストを開催。
- (ウ)「移住・交流情報ガーデン」を開設し、首都圏在住者に地域の魅力や移住情報を各地方公共團

体や各府省庁等が直接アピールする移住相談会、フェア等を開催するなど、地方移住希望者に対する必要な情報の提供に関する取組強化。

- (エ)地方公共団体が実施する移住希望者に対する移住関連情報の提供や相談支援について、地方財政措置の創設。

#### 【b】地方居住の本格推進

- ～都市農村交流、「お試し居住」を含む「二地域居住」の本格推進、住み替え支援)～  
地方移住を考える都市住民が試行的に地方居住し、直接に地域のコミュニティと交流する「お試し居住」に取り組む市町村数の増加が目指されている。

- (ア)産官学金労言その他各層からの参加を得て、民間有志の主導により「そうだ、地方で暮らそう！」国民会議が設置され、それぞれの立場で地方居住推進に係る活動を推進。また、県段階においても同様の会議の設置が進められている。

- (イ)地方との交流の促進のため、都市と農山漁村の交流活動を農山漁村における所得・雇用の確保に結び付けるとともに、一過性の取組とせず、一時滞在から継続的な滞在、移住・定住に移行するよう観光・教育・福祉・農業各分野における連携プロジェクト等を推進している。

- (ウ)空き家については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を2015年5月に全面施行し、国において基本指針を策定。さらに、地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について、2015年度より地方財政措置を創設。

- (エ)都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つ「二地域居住」による多様なライフスタイルの推進に向けて、地方居住の気運の醸成を図るとともに、都市と農山漁村交流におけ

る各分野の連携プロジェクト等を推進。

(オ)その際の費用負担の軽減を図るため、個人所有の空き家や公的賃貸住宅の活用、住み替え促進のための中古住宅市場の流通促進等の市場環境整備や、空き家対策に向けての市町村による空家等対策計画の策定などの取組を推進。

#### 【c】「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」の推進

地方や「まちなか」に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら生涯学習等を通じて健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」構想の推進が図られる。

日本版 CCRC（Continuing Care Retirement Community：継続介護付きリタイアメント・コミュニティ）とは、東京圏をはじめとする都市圏の健康な高齢者が地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、いずれ医療介護が必要となった時には継続的なケアを受けることができる地域づくり構想である。

高齢者にとっても、自然や文化に恵まれた地方の豊かな環境と地域社会の中で暮らし、産業において自らのキャリアを生かすこと、さらには地方大学等における生涯学習、地域社会との共働、多世代との交流等を通じて健康でアクティブな生活送ることは、人生をより充実したものとできる。

そして、高齢になるとともに医療・介護予防、そして必要に応じて介護に至る継続的ケアが提供されるコミュニティの構築が日本版 CCRC の目指すところである。

このモデルとなる米国の CCRC は、健康時から介護時まで継続的ケアを提供するコミュニティであり、全米で約 2 千カ所、居住者約 70 万人、約 3 兆円の市場規模があるという。

要介護となるリスクの低い一つの敷地内の継

続的ケアの視点と併せて、「なるべく介護にさせない」ために、予防医療、健康支援、社会参加などが緻密にプログラム化されている。

さらに介護ヘルパーやソーシャルワーカー、それ以外にも健康ビッグデータ分析、プログラム開発、ホスピタリティなどの新たな職業が生れ、地域に雇用と収支が期待される。

なかでも、大学連携型 CCRC は、シニアが再びキャンパスで学んだり、自らの経験を活かし教壇に立つような「半学半教」の生活も可能となる。  
＜日本版 CCRC に対する懸念＞

CCRC 構想については、本家である米国、また、国内からも批判あるいは懸念の声もあり、十分な検討が必要と考えられている。

CCRC 構想と似た構想として、1986 年に通商産業省（現経済産業省）が提唱した、リタイア層が第二の人生をスペインなどの比較的低物価の国で過ごす「シルバーコロンビア計画」がある。結局は「構想」レベルに終わった。この計画に対する非難・危惧は、概ね次の点にまとめられる。

- ・現地の文化に溶け込むことを遮断した「日本人村」をつくることへの現地の非難。
- ・「老人の輸出ではないか」との批判。
- ・リタイア層が外国での生活に順応できるのか。
- ・「金持ち老人」のために税金を使っていいのか。
- ・安心して老後を過ごせる環境を国内につくるのが筋ではないのか。
- ・老後の生活の楽しみ方まで政府が旗を振るべきことではない。

日本版 CCRC はこの轍を踏まないような多方面からの視点での計画が必要になろう。

#### 【d】「地域おこし協力隊」の拡充

「地域おこし協力隊」は、地方自治体が地域おこしや地域の暮らしなどに興味のある都市部の人

材を受け入れて地域おこしを委嘱する制度で、2009年に総務省によって制度化された。

隊員には地域ブランド化、地場産品の開発・販売・プロモーション、都市住民の移住・交流の支援、農林水産業への従事、住民生活の維持のための支援などの「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図るものである。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「地域おこし協力隊」の拡充のため、各種メディアを通じたPRや全国の隊員間の交流促進、合同募集説明会の開催や合同研修を盛り込んだ。

また、隊員の活動内容の向上や地域への定住・定着の促進を図るため、隊員向けの初任者研修、起業・事業化のための研修等の充実、地域の受入体制の整備や隊員の起業・事業化の支援等を行い、事業を一層推進していく。

#### (4) 地方大学等の活性化

地方の若い世代の多くが大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出する要因として、地域ニーズに対応した高等教育機関等が不十分なこと、地方に魅力的な雇用が少ないとされる。

そのため、大学や高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校における、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材の育成や地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材の創出、また、地域に根差したグローバル・リーダー育成の取組を推進する必要がある。

そこで、地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、奨学金（「地方創生枠」等）の活用や、地方公共団体と高等教育機関との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等が図られる。

#### 【a】知の拠点としての地方大学強化プラン

「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」（2015年度～）の実施により、複数の大学が、地域活性化を担う地方公共団体のみならず、地域の企業やNPO、民間団体等と協働し、それぞれの強みをいかして雇用創出や学卒者の地元定着率向上を図る取組が推進される。

また、大学と自治体、複数の大学、企業、NPO、民間団体とともに「事業協同地域」を形成し、その核として、複数の事業所をつなぎあわせる「COC推進コーディネーター」が配置される。

さらに国立大学法人の第3期中期目標期間（2016年度～2021年度）において、国立大学法人運営費交付金に、機能強化の方向性に応じた三つの重点支援の枠組みを設け、その枠組みの一つとして、地域に貢献する取組等を中核とする国立大学の支援強化が図られる。

また、経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する地方私立大学の取組を推進するとともに、経営基盤の確立支援が行われる。

#### 【b】地元学生定着促進プラン

地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等からのUIJターンによる就職を促進するため、地域産業の担い手となる学生の奨学金返還支援のための基金の造成や独立行政法人日本学生支援機構が設ける無利子奨学金の地方創生枠の仕組みが創設された。

また、私立大学等経常費補助金の配分や国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過の適正化に関する基準の厳格化等を措置することを通じ、大都市圏への学生集中が抑制される。

また、地元就職に資するキャリア教育や健全育成のため、農山漁村等における体験活動の推進とともに、地域に誇りを持つ教育が進められる。

### 【c】地域人材育成プラン

具体的な取組として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを国が認定する制度（職業実践力育成プログラム（BP）認定制度）が平成27年度に創設され、地域を担う社会人の学び直し促進が図られる。

地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材の育成を行う高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進。さらに、地域の人材育成における職業教育の重要性を踏まえ、専門高校等においては、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、人材の地域社会での認識向上が図られる。

また、地域産業を担う専門職業人を育成するための教育が高等教育機関で受けられるよう、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について、中央教育審議会等で所要の制度上の措置を講ずることが目指される。

さらに、大学・高等学校等における地域のグローバル・リーダー育成や外国人留学生の受入れ推進のため、官と民が協力した海外留学支援制度の推進や地域における留学生交流が促進される。

また、地域の大学等が地方公共団体等と協力して行う外国人留学生の住環境整備や就職支援等に関する先行的取組の支援や、地域の大学と海外の大学等との連携・交流の促進が図られる。

## 4. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連携する「改正地域再生法」

### （1）地域再生法地域再生法

地域活性化の取組みについては、平成17（2005）年4月に「地域再生法」においても規定され、地

域再生計画の内閣総理大臣による認定を経て、地方公共団体の自主的・自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他の地域の活力再生を総合的かつ効果的に推進するために必要な措置を取るとされた。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を反映して「地域再生法」の一部改正が相次いで行われ、平成27年8月施行、さらに平成28年2月に閣議決定では次のような諸施策が盛り込まれた。

#### （2）平成27年8月施行改正地域再生法

##### <1>小さな拠点（コンパクトビレッジ）形成

①複数の集落を含む生活圏（集落生活圏）の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約。

（ア）市町村が地域再生土地利用計画により集約する施設を設定し、施設の立地誘導や農地転用許可・開発許可の特例が盛り込まれた。

②優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興。

③集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保。

（ア）市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者（バス、タクシー事業類似行為）が集落生活圏において行う事業を設定。

（イ）集落生活圏内外のネットワークとの連携（バスの乗継拠点の整備等）。

④生活サービスを提供する担い手を確保

（ア）NPO法人、一般財団法人、株式会社等のほか、新たに社会福祉法人等の多様な主体が地域再生推進法人となることを可能に。

・地域再生戦略交付金の直接の支援対象に。

##### <2>企業の地方拠点強化の促進

地方での安定的かつ良質な雇用確保のため、企業等の地方拠点強化に係る事業や、本社機能の移転・新增設を行う事業者に支援措置を行う他、農

村地域への農業関連産業等の導入を促進する。

## 【a】企業の地方拠点強化の促進

(地方活力向上地域特定業務施設整備事業)

### ○特例措置の概要

内閣総理大臣の認定を受けた地方自治体の「地域再生計画」において、事業者が「地方活力向上地域特定事業施設整備計画」を作成し知事の認定を受けることで、次の特例措置が講じられる。

- ①中小企業基盤整備機構による債務保証業務
- ②特定業務施設の新設や増設に関する課税の特例
  - ・認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除（選択的適用）。
- ③特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例〈雇用促進税制〉
  - ・認定事業者が特定業務施設において新たに雇入れた従業員等に係る税額控除。
- ④認定事業者に対する地方税減税に伴う措置
  - ・特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について地方公共団体が当該施設に課すべき事業税（移転を伴う場合のみ）、不動産取得税又は固定資産税を減額した場合の減収額に対する地方交付税による補填。

## 【b】税制特例の概要（租税特別措置法で規定）

### ①拡充型（含対内直接投資）

地方にある企業の本社機能強化を支援するもの。

- ・オフィスに係る建物、構築物等の取得価額に対し、特別償却又は税額控除を適用。
- ・雇用者の增加1人当たりについて税額控除。

### ②移転型

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深堀り。

- ・オフィスに係る建物等の取得価額に対し特別償却又は税額控除（拡充型よりも優遇）

- ・雇用者の増加1人当たりについて税額控除（拡充型よりも優遇）

## 【c】遊休工場用地を有効活用

### ○特例措置の概要

地域再生計画に記載された業種は、農村地域への工業等の計画的導入を図る「農工法」（農村地域工業等導入促進法）の対象業種以外であっても遊休工場用地に導入可能とする。これにより、林業や木製品製造業等の盛んな地域の遊休工場用地に、木質バイオマス発電施設の導入が可能となる。

### （3）平成28年2月閣議決定改正地域再生法

平成28年2月に閣議決定された改正では、税制面で企業版の「ふるさと納税」ともいえる制度が新設された他、日本版CCRC構想とも関連する制度が整備された。

#### <1>地方創生推進交付金

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、「まち・ひと・しごと創生交付金」（地方創生推進交付金）が準備された。

#### <2>地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に寄附を行った企業について、課税の特例措置が講じられる。

#### <3>「生涯活躍のまち」制度

東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指すもの。

## 【a】「生涯活躍のまち」の基本コンセプト

- ①中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援

- ・東京圏等大都市からの地方移住、また、地域内で近隣から「まちなか」への住み替えも想定。
- ・移住希望者に対し、きめ細かな支援（事前相談、お試し居住など）を展開。

#### ②「健康でアクティブな生活」の実現

- ・健康時からの入居を基本とし、健康づくりや就労・生涯学習など社会的活動への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

#### ③地域住民（多世代）との協働

- ・地域社会に溶け込み、入居者間の交流のみならず、地域の若者等多世代との協働ができる環境を実現。大学等との連携も想定。

#### ④「継続的なケア」の確保

- ・医療介護が必要となった時に「継続的なケア」の体制を確保。

#### ⑤地域包括ケアシステムとの連携

- ・受入れ自治体において、地域包括ケアシステムと連携し、入居者と地元住民へのサービスが一体的に提供される環境整備（既存福祉拠点の活用、コーディネーター兼任等）を検討。空き家など地域のソフト・ハード資源を積極的に活用することも想定。

従来の高齢者施設等		生涯活躍のまち構想
主として要介護状態になってから選択	居住の契機	健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加（支え手としての役割）
住宅内で完結し地域との交流が少ない	地域との関係	地域に溶け込んで多世代と協働

地域再生法の一部を改正する法律案（内閣府：平成28年2月）

## 5. 根強い地方定住願望の実現に向けて

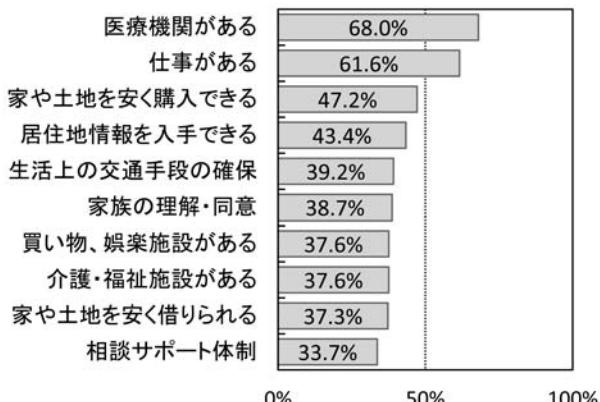
地方創生政策の主テーマとして、「都市から地方への新しい人の流れをつくる」があるが、内閣府が発表した「農山漁村に関する世論調査」（2014年6月）によれば、都市住民の31.6%が「農山

漁村地域に定住したい」との願望を抱いている。特に60代や20代では30%を超えるまでになっている。しかし、実際に移住するとなると、様々な問題があり実現はたやすくはない。

農山漁村への定住希望 (%)	
ある	8.8
どちらかというとある	22.8
どちらともいえない	2.4
わからない	0.9
どちらかといふない	29.6
ない	35.7

内閣府「農山漁村に関する世論調査」（2014年）

#### 都市住民の農山漁村への定住希望 「ある」「どちらかといふない」とする回答者のうち



資料：内閣府「農山漁村に関する世論調査」（2014年）

築いてきた友人関係などのコミュニティは途切れ、また、家計上の懸念もある。さらに、移住先のコミュニティに溶け込めるかの不安も大きい。

また、一方の地方においては、医療費や医療機関等のインフラ整備費による財政の圧迫、さらにコミュニティの高齢化による活力の低下に対して、自治体や住民の懸念もある。

ただ、地方への人口分散が進まない中で人口減少時代に入った現在、これらの問題や懸念を解決するための諸施策の浸透は待ったなしの状況である。

（山城 満）